

第3回まちづくり勉強会を開催しました!!!!

北条市街地の「老朽空き家」対策と「狭あい道路」対策として、住民の皆様のご協力依頼と行政が出来る支援方法を検討するため、9月5日に第1回まちづくり勉強会を、10月3日には第2回まちづくり勉強会を開催し、多くの皆様から貴重なご意見を頂きました。そして11月7日には第3回まちづくり勉強会を開催いたしました。



◆北条市街地住環境整備の市助成制度(案)



従前の助成条件:道路後退用地は市に寄付
(市が測量・分筆登記後市に所有権移転)

- ・土地所有者が遠方に居住
- ・敷地境界の確定が困難

新助成条件:道路後退用地は寄付又は無償使用契約

建物除却費の助成制度

- ・老朽空き家等の建物除却費の助成(上限有)
- ・道路後退用地部分の建物除却費の助成(上限有)

道路後退用地提供に伴う奨励制度

- ・道路後退用地部分を市に寄付
- ・道路後退用地部分を市と無償使用契約(新提案)

◆ご質問にお答えします

| | | | |
|----|---|----|--|
| Q1 | 本町通りと市道18号線の交差点に電柱があり、大変道路幅が狭くなっています。道路拡幅工事に先行して電柱の移設を行う事は可能でしょうか。 | A1 | 平成27年には、官民境界等先行調査により、土地所有者の境界立会を予定しています。その際に、土地所有者の方に、道路拡幅と電柱の移設について、ご協力を依頼したいと考えています。 |
| Q2 | 道路拡幅部分の無償使用契約を締結した場合、水道のメーター、電柱等の移設に係る費用は市が負担してくれるのですか。 | A2 | 道路拡幅部分に水道のメーター等が埋設している場合は、市が移設を行います。しかし電柱が民地に建っている場合等は、移設に費用が必要ですので、今後の検討課題と考えています。 |
| Q3 | 道路後退用地内に塀やフェンスがある場合、除却の助成はあるのでしょうか。 | A3 | 建物に付属した塀等を建物の除却と一体的に取り壊す場合は、助成対象と考えていますが、塀やブロックのみの除却費の助成については、今後の検討課題と考えています。 |
| Q4 | 来年度から官民境界等先行調査の実施にあたり、各町では説明会を開催されるのでしょうか。 | A4 | 平成27年より現地で境界立会の依頼をする際には、事前に説明会を開催します。 |
| Q5 | 1項1号道路(幅員4m以上の道路)に面した土地においても、官民境界等先行調査は実施されるのでしょうか。 | A5 | 官民境界等先行調査とは、道路水路等の公共施設と民地の境界を確定するものです。その為、狭あい道路だけでなくすべての道路に面した土地との境界を確定します。 |
| Q6 | 北条19号線の道路拡幅時期について教えてください。 | A6 | ご提案しています住環境整備は、住民皆様との合意事業ですので、土地提供等のご協力がいただける場所から順に道路拡幅を実施いたします。 |
| Q7 | 勉強会を通して、市がまちづくりに積極的に取り組もうとされているのが大変感じられました。今生活している住民だけでなく、子や孫たちの為にも私たちが頑張らねばと感じました。 | A7 | 今回の事業にご理解いただきまして、ありがとうございます。住民の皆様のご協力と行政の支援により、必ず住環境の改善が図られるものと考えますので、ご協力をお願いします。 |

◆今後の予定

北条市街地住環境整備先行地区にお住いの皆様を対象とした平成26年度まちづくり勉強会は今回で終了します。今後も、北条市街地住環境整備の進捗状況や詳細な助成内容等について、まちづくりニュースでお知らせいたします。